

新	旧
日産カード会員規約	日産カード会員規約
(代金決済) 第11条 本人会員は、当社が原則として毎月 10 日（以下「締切日」という。）に締切り、当月 15 日（以下「算定日」という。）に算定したカード利用代金を、翌月 5 日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」という。）に、会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座（以下「お支払預金口座」という。）から口座振替の方法により支払います。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。 2. 本人会員は、海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払います。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、カード利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。 3. 当社は、前二項に基づく毎月の支払金額を、支払月の前月末頃、本人会員あらかじめ届出た送り先にご利用明細書として書面又は電磁的方法により送付する方法で通知します。当社がご利用明細書を書面で送付した場合、本人会員は当社に対して明細書の発行及び送付に係る当社所定の発行手数料を支払うものとします。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき速やかに確認のうえ、ご利用明細書の内容について異議がある場合は、通知を受けたのち 20 日以内に当社に連絡するものとします。なお、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について本人会員が承認したものとみなします。 4. カードのご利用が年会費の支払いのみの場合、当社はご利用明細書の発行を省略することがあります。 5. お支払預金口座の預金残高不足により、カード利用代金の口座振替ができない場合には、当社は、金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、カード利用代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。	(代金決済) 第11条 本人会員は、当社が原則として毎月 10 日（以下「締切日」という。）に締切り、当月 15 日（以下「算定日」という。）に算定したカード利用代金を、翌月 5 日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」という。）に、会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座（以下「お支払預金口座」という。）から口座振替の方法により支払います。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。 2. 本人会員は、海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払います。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、カード利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。 3. 当社は、前二項に基づく毎月の支払金額を、支払月の前月末頃、本人会員があらかじめ届出た送り先にご利用明細書として書面又は電磁的方法により通知し、本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき速やかに確認のうえ、ご利用明細書の内容についての当社への問合せ及び確認は、通知を受けたのち 20 日以内に行うものとします。なお、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について本人会員が承認したものとみなします。 4. お支払預金口座の預金残高不足により、カード利用代金の口座振替ができない場合には、当社は、金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、カード利用代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。